



せんだん通信
—中国四国厚生局だより—

平成 29 年夏（8 月）号

（平成 29 年 8 月 1 日発行）

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku

Regional Bureau of Health and Welfare

【目次】

< 巻頭言 >

- 藤井再生プロジェクト始動? 総務管理官 藤井 俊樹

< 各課からのメッセージ >

- 省エネルギーへの取り組みについて 総務課 森田 久仁彦
○ 年金受給資格期間の短縮について 年金管理課
○ 医療安全に関する取組の普及及び啓発 医事課

< 各県事務所からのメッセージ >

- 晴れの国おかやまにて 岡山事務所長 野藤 哲美

< 職員からのメッセージ >

- 「報告・連絡・相談」の大切さ 年金審査課 福永 晃司

< あとがき >

「せんだん通信—中国四国厚生局だより—」について

「せんだん通信」は中国四国厚生局のホームページへ掲載しています。
インターネットで「中国四国厚生局」と検索して、右のバナーをクリック
していただければ見つかります。

～中国四国厚生局だより～
せんだん通信
地域情報を発信しています。

なお、紙面上の☆印の表示は、ホームページ上でリンク設定をしている箇所です。リンク先の情報をご覧
になりたい場合は、中国四国厚生局ホームページ「せんだん通信」からご覧ください。

総務管理官 藤井 俊樹

せんだん通信をご覧のみなさま、こんにちは。

総務管理官の藤井と申します。またあるときは年金管理官の藤井ともいいます。

総務管理官とは何をやっているかわからんと思いますが、「踊る大捜査線」の室井管理官（古い？）のような域に達するにはほど遠いです。

さて、私は平成 29 年 4 月に東京からこれまで足を踏み入れたことのなかったこの広島へ単身で乗り込んできました。

広島の第一印象は、甘酸っぱいソースの香りのする**お好み焼**と、歩いた方

が速いのではないかと感じる**路面電車**でした。広島というと「かき（牡蠣）」しかないと思いこんでいましたが、旬でないからなのか夏季だからなのか「かき」の「か」の字もなく、あたり一面がソースの焼けた匂いに支配され、ついふらふらっとお店へ立ち寄ってしまう有様。



毎日乗っている路面電車

それ以来お好み焼きにはまり、今では食べ歩きどころか自分で創作（DIY：Do It Yourself）するようになりました。ダイエットを意識して焼きそばは入れず、キャベツを山盛りにし、たまご、小エビをベースに、トッピングは紅ショウガと青のり、最後にソースとマヨネーズを「Z（ゼット）」に 2 回なぞって完成です。

また、少し前までは、カレー、ラーメン、からあげなど脂こったり系の食事が好みだったのですが、今はサラダ系が主流となり、さらに、コーヒーに豆乳と青汁をブレンドして飲むことが日課となり、健康第一の生活を送っています。これが新健康生活「FUJII バージョン」です。

食事は健康を支えるベースとなりますが、食事だけでは長生きできません。もちろん運動も必要で、私は今

マラソンにこっています。



マラソン大会での記念写真
(この頃は調子が良かった…)

4～5年前から始めて、平成 27 年 1 月のいぶすき菜の花マラソン（鹿児島県で行われるフルマラソン）でサブフォー（4 時間を切ること）を達成したまではよかったのですが、その後、仕事の忙しさもあって練習が思いの外できず、リバウンドというか以前のペースでは走れない体になってしまいました。

今回、こちらへ赴任し、「復活のビクトリーロード」に向け、「藤井再

生」プロジェクトを始動。休日（おおむね休日は暇ですが）に広島市内の名所や迷所を観光しながら、心身ともに再生することを目指して走っています。

この秋には宮島で行われるクロスカントリー（16 km）に挑戦です（一緒に走る人を募集中です。なお、走り終わった後の反省会のみ参加したいという人はいましたが・・・）。

このように、健康寿命を延ばすためには食事や運動に気を配ることが必要だと考えています。



それともう一つ、**タバコ**です。東京オリンピックまでには**どーにか**



せにゃあいけんということで、厚生労働省は「原則屋内禁煙の実現」を最優先課題の一つとして、法案提出に向け議論を進めていました。これは、現在、タバコを吸わない人が8割を超えているにもかかわらず、多くの国民が飲食店や職場等において深刻な受動喫煙の被害にあっているためです。

国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならず
にすんだ方は、国内で少なくとも年間約1万5千人いるそうです。また、厚生労働科学研究班の推計によれば、受動喫煙による超過医療費は、年間3千億円以上だそうです。

残念ながら、受動喫煙被害の最大の現場となっている飲食店の取り扱いが結論にいたりませんでした。今後、関係者の理解を深め、早期の法案提出に向け進めるとのことです。

このような中で、私のまわりの喫煙者は、外で吸っているせいか「他人には迷惑かけていない、税金は他の人より多く払っている」といった強気の姿勢をまだまだ崩してはいません。

これに対し、受動喫煙の被害を受けている私は、自分も10年前までタバコを吸っていた罪悪感から「これだけ世間から非難されているから、もう観念してください」とこの場を借りて申し上げるのがやっとです。

しかし、健康寿命の延長のため、**まずは隗より始めよ**です。近くの人から改心させることが肝心です。

そして、健康な老後の生活を支える基盤といえば、なんといっても年金です。

今年の8月から年金受給資格期間が25年から10年に短縮されるということで、全国で約64万人の方が新たに年金を受給する権利が得られる見込みです。この方々へは、日本年金機構から黄色の封筒が送付されていますので速やかに手続きをお願いします（現在、年金事務所で相談予約受付中）。

“黄色”と聞くと、私の世代だと高倉健さんの映画で**「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ**」を連想します。家のまわりにたくさんの黄色いハンカチが掛けられている有名なワンシーンが目につきます。この黄色い封筒は、新たな幸せを運んでくるもので、今はこの幸せをつかむチャンスです。

現在のところ、まだ全体（約64万人）のうち多くの方が年金請求をされていないため、この打開策を考えていたところ、麻薬取締部が広島合同庁舎の屋外電光掲示板に「あらゆる薬物をなくそう ダメ。ゼツタイ。普及運動実施」を掲載しようとしているのが目に留まりました。

私はそれに便乗し、黄色の封筒について少しでも多くの方々に知っていただくため、電光掲示板にPRを掲載することを思いつきました。

俳句や川柳のようにすれば、みなさんの目に焼きつくのかなと思い、

「黄色の封筒届いたら、君の名で請求。忘れずにゼツタイ」

「気がつけば、黄色の封筒きています。呼び起こせ 記録した記憶」

昨年大ヒットした映画「君の名は。」にあやかって多くの人に知ってもらいたいことや、「記録した記憶」は同調して覚えやすいことから、この二つを提案しました。

しかし、担当課からは「文章が短いため伝わらないのではないか、『忘れずにゼツタイ』は麻薬取締部のパクリだ」と揶揄され、一蹴されてしまいました。

一方で、この年金請求を行うことによって、今まで生活保護を受けていた方は、納めた保険料に応じた年金が受けられ、国や自治体が支払っていた生活保護の一部が年金に切り替わるため、自治体の負担も減ることで、大きなメリットが享受されるのです。自治体の皆様にはこの場をお借りして協力連携を是非ともよろしく願います。

もう一つ忘れていけないのが子供達です。現在、年金は賦課方式であり、子供世代が支払った保険料が親世代への年金として支払われています。そういう支えている子供達がいたところで活躍しています。

その1人が、今将棋界で大旋風を巻き起こしている「藤井聡太（ふじいそうた）」四段です。破竹の勢いで29連勝を飾り、30連勝まではあと一步でしたが、「藤井再生」でがんばってもらいたいものです。

名字が同じであるため、「息子さんですか」と間違われることがあるかと内心期待していましたが、いまだにそういうことはありません。ちなみに息子は一字違いの「藤井雄太（ふじいゆうた）」といいます。「おいしいなあ。もうちょっと、近いね」といわれますが、いったい何がおいしいのか全く意味がわかりません。

それはそうと、これらの若い支え手のためにも私たちは子供の世代のために何ができるか、どうすれば**「将来世代に負担を先送りしない**

ですむのか」を考えていく必要があります。



実はこれらのことを解決するのが**「藤井再生プロジェクト」**なんです。野菜をふんだんに摂取する食生活、ランニングで病気にならない体づくり、もちろんタバコは論外です。長生きして多くの年金もらいましょうというものです。これぞ「風が吹けば桶屋が儲かる」方式です。

「健康寿命が伸びる」→「医療費や介護費用が大幅減」→「年金などから子供や孫達へ教育費等への支援」→「子供や孫達の生活基盤が安定」→「人口増加」

その結果、多くの若い世代でお年寄りを支える理想の国家を作りあげることができるのです。

したがって、この藤井再生プロジェクトを始動？することで、中国四国地方はもとより、日本を救うこととなるのです。どうか皆様方一人ひとりがこのプロジェクトにご賛同いただき、健康な生活、豊かな老後、明るい未来を過ごせますよう、切に祈念いたします。

総務課 森田 久仁彦

せんだん通信をご覧いただき、大変ありがとうございます。今回は、総務課からのメッセージとして、当局的省エネルギーへの取り組みについてご紹介いたします。

当局では、省エネルギーへの取り組みとして、局内に「省エネルギー推進委員会」を設置し、これまでのエネルギーの効率的使用及び経費節減の取り組み状況の検証や、今後の取り組みについての検討を行っています。今回は当局省エネルギー推進委員会において決定し、当局が行っている節電・経費節減への取り組みの一部についてご紹介させていただきます。

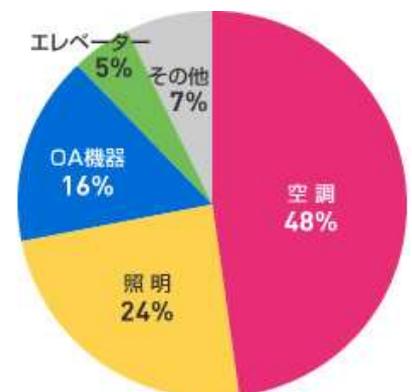
【①執務室内の照明器具のLED化】

照明器具を従来の蛍光灯からLED照明に切り替えた場合、初期投資はかかるものの、その節電効果は非常に大きいことが知られています。

節電効果についてはさまざまな試算がありますが、資源エネルギー庁の推計によると、節電効果は約40%とされています。

平均的なオフィスビルにおける総使用電力のうち、照明に要する電力の割合は24%と推計されていることから、仮に、執務室全体を従来型からLED照明に切り替えた場合、おおむね10%程度の節電効果が期待できることとなります。

前述のとおり、その導入には初期投資がかかるため、当局では予算の範囲内において照明器具のLED化を段階的に実施しているところであり、平成29年7月現在、執務室のLED化達成率は、約34%となっています。



平均的なオフィスビルの電力使用状況
(資源エネルギー庁推計)

【②「ワークライフバランス」の取り組み】

平成27年、「夏の生活スタイル変革」の取り組みが政府より示されました。これにより、7月、8月を「ワークライフバランス推進強化月間」と定め、朝型勤務（1～2時間の前倒し勤務）や業務効率化を実施することで生活を豊かにする「ゆう活」の取り組みを行っています。

とりわけ、「ゆう活」による朝型勤務については、全ての職員が最低でも5日以上実施日を設定することとしており、朝型勤務を設定した日については、原則超過勤務を実施しないこととしています。

この取り組みにより、職員の勤務による執務室の稼働時間を減少させ、ひいては省エネルギーにつなげるという考え方です。

朝型勤務を実施し、超過勤務を行わないとするためには、いつにも増して効率的な業務の推進を考える必要があり、その実施の難しさを実感することも多々ありますが、一方、通常では行動できない時間帯にプライベートな時間を過ごすこともでき、「仕事、家庭、健康等を見直す一つの契機になった」との感想を述べる職員も少なくありません。



【③パソコンに関する取り組み】

当局職員が業務を行うにあたり、パソコンは必ずといっていいほど使用するツールですが、その使用にあたり、節電を念頭に置くことを職員に周知しています。

実施している取り組みの一つに「ディスプレイの輝度設定の最適化」があります。ディスプレイの輝度（明るさ）については、高いほど消費電力が多くなり、低くするほど消費電力は少なくなります。過度に輝度を低下させると、作業効率も低下するところですが、当局では、業界団体が推奨している「輝度 50%」を標準として設定するよう周知しています。

また、スリープモード／シャットダウンの適切な利用についても、周知を行っています。

「シャットダウン」は「電源をオフにして、パソコンを完全に終了する」というもので、シャットダウン後は、待機電力が最も低くなりますが、シャットダウンや起動は大きく電力を消費するため、シャットダウンと起動の頻繁な繰り返しは電力をものすごく使うこととなります。一方、「スリープモード」は、待機電力はある程度使うものの、スリープ状態から復帰する（パソコンを起動させる）際の電力は、電源をオフにした時から起動するのに比べてかなり少なくて済みます。

業界団体の試算では、双方の消費電力の損益分岐点は「90～100分」。これを踏まえ、当局では、「概ね5分以上120分未満の間パソコンを使用しない場合はスリープモードを利用し、120分以上の間パソコンを使用しない場合は、シャットダウンを行う」としております。

当局では、これらの取り組みを継続的に行うことにより、今後とも省エネルギー・経費節減に取り組んでまいります。

平成 29 年 8 月 1 日に施行された年金受給資格期間の短縮について概略を説明します。

制度の背景と概要

無年金者の問題はかねてから年金制度の課題の一つでしたが、社会保障・税一体改革において年金を受けとれる方を増やし、納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげる観点から年金を受けとるために必要な期間（年金受給資格期間）を、25 年から 10 年とすることになっていました。このたび、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号）が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行されることになりました。

【図①】



「年金受給資格期間」とは？

- 国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（学生やサラリーマンの配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間など、「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが年金受給資格期間（資格期間）です。

対象となる年金について

今回の資格期間の短縮は老齢基礎年金などの老齢給付が対象となります。遺族年金の支給要件（1. 保険料を納めた期間（保険料納付が免除された期間を含む。）が加入期間の3分の2以上である被保険者や、2. 資格期間が25年以上である老齢基礎年金受給者などが死亡したときで、子のある配偶者または子に対して支給。）や障害年金の納付要件（初診日において被保険者であり初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことなど）は、これまでと変更はありませんのでご注意ください。

平成 29 年 8 月 1 日時点で、資格期間が 10 年以上 25 年未満の方について

資格期間が 10 年以上 25 年未満であって、下表に該当する方には、平成 29 年 2 月以降に日本年金機構から基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（短縮用）」がご本人あて送付されています。

	生年月日 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります。	送付時期
①	大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	平成 29 年 2 月下旬～3 月下旬
②	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月下旬～4 月下旬
③	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日	平成 29 年 4 月下旬～5 月下旬
④	昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日【女性】 昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 8 月 1 日【男性】	平成 29 年 5 月下旬～6 月下旬
⑤*	昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日【女性】 大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成 29 年 6 月下旬～7 月上旬

*国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校教職員共済制度に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

年金請求書（短縮用）が届きましたら、できるだけお早めに年金事務所等で手続きをしてください。

なお、日本年金機構は、平成 28 年 10 月から年金事務所で年金相談の予約を実施しています。予約をされるとご自身の都合にあわせてスムーズに相談ができます。

この予約の申し込みは、「ねんきんダイヤル（電話番号等は【図②及び③】参照）」で行っていますのでご利用ください。

【図②】

年金請求書の手続漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。

日本年金機構では、これまでに対象となる方に**黄色の封筒**（A4サイズ）をお届けしています。

制度の開始は、平成29年8月1日（最も早い年金のお支払いは平成29年10月）です。

まだ、請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。

予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。

☎ねんきんダイヤル 0570-05-1165

中国四国厚生局 日本年金機構

【図③】

黄色の封筒 → **が届いた方は年金を受け取れます。**

今すぐ予約のお電話を！

☎「ねんきんダイヤル」 050で始まる電話でおかけになる場合はTel03-6700-1165
月曜日（月曜日が休日の場合は、休日明けの翌日）/8:30～19:00
文～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/9:30～16:00
（いいお昼） ※土曜・日曜・祝日（第2土曜を除く）はご利用いただけません。

中国四国厚生局 日本年金機構

年金請求書（短縮用）が未提出となっている方への文書及び電話による提出のご案内等の実施について

日本年金機構では、年金請求書（短縮用）が未提出となっている方に対して提出のご案内を実施しています。

4月下旬までに年金請求書（短縮用）を送付した方に対しては、平成29年6月19日からご案内のハガキ（【図④】）を発送し、その後、電話によるご案内を実施しています。また、5月以降に当該請求書を送付した方等に対しては、送付日から概ね1か月経過時点において、順次、提出のご案内を実施することになっています。

その他、直近の生存及び住所の確認ができていない方であって、年金を受給できる可能性がある方に対して、7月24日から「請求手続案内」（【図⑤】）を送付しています。

【図④】



【図⑤】

(外面)

(内面)



※不審な電話にご注意ください。

日本年金機構が行う年金請求書（短縮用）が未提出となっている方への電話による提出のご案内は、民間事業者に委託されています。

民間事業者の担当者が提出のご案内を行う際には、ダイヤル名（日本年金機構年金請求案内ダイヤル）及び氏名を名乗ったうえで、ご本人確認をさせていただきます。民間事業者の担当者が、手数料を要求すること、金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること、基礎年金番号やお名前、ご住所などをお伺いすることはありません。

怪しいと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。

医事課においては、国民が安心して医療を受けることができるように、医療安全に関する取組や普及啓発を行っています。今回は2つの取組をご紹介します。

(1) 医療安全ワークショップ／セミナーの開催

医療法において、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

中国四国厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進及び医療従事者の資質向上のため、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関するワークショップ／セミナーを年1回開催しています。本年は「多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー」をテーマに開催する予定としております。



昨年度開催した、医療安全セミナーの様子

○ 平成29年度医療安全ワークショップ

テーマ：多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー

日時等：平成29年10月1日（日） 広島国際会議場「ヒマワリ」

平成29年10月2日（月）、3日（火） 広島合同庁舎第4号館2階 共用11会議室

参加者：中国5県に所在する医療機関等の職員、各県から推薦のあった者 30名

医療安全ワークショップ（3日コース）では、医療機関で医療安全に取り組んでいる方を対象に、事象事例の分析や対応など、講義だけでなく演習やロールプレイ等を通じて、より実践に活かしていただけるよう企画しております。

○ 平成29年度医療安全セミナー

テーマ：多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー

日時等：平成29年10月1日（日） 広島国際会議場「ヒマワリ」

参加者：中国5県に所在する医療機関等の職員、中国地方にお勤め又はお住まいで医療安全に関心のある方 約300名

医療安全セミナー（1日コース）では、医療安全の専門的知識を身につけ、医療従事者として医療安全に対する役割を明確にすること等を目的として、平成28年度に引き続き「多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー」というテーマで、多職種の人が医療現場において危険要因を認識し、その危険を回避するための方法や認知症高齢患者の安全を守る対応策などを講師の先生方がそれぞれの立場から講演いただく予定です。

(2) 再生医療等安全性確保法に基づく手続き

再生医療については、これまで有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療技術であることから、安全性を確保しながら提供する必要があります。そこで平成 26 年 11 月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立、施行されました。地方厚生局では、医療機関や細胞培養加工施設、認定再生医療等委員会から提出された各書類を受理しています。

また、安全な再生医療が提供されない恐れがあると判断したときは、法に基づき医療機関等に対して立入検査を行うことがあります。中国四国厚生局管内では、本年 5 月に本省指示のもと愛媛県松山市の医療機関に立入検査を行ったところ、無届けで他人の臍帯血を用いた再生医療等を行っていたことが確認されました。この結果に基づいて、本省より臍帯血に関する再生医療等の提供の一時停止命令と報告命令を発出しました。

中国四国厚生局では上記のような取組を通じて、今後とも医療の安全安心が確保され、また、より充実するように、医療安全の推進に貢献していきたいと考えております。

岡山事務所長 野藤 哲美

せんだん通信の執筆順番となりました。

職場外で取り組んでいるスポーツ、趣味、食べ歩きなど何でも良いから執筆しないかと職員に問いかけしても、日頃の業務を優先したい思いからでしょうか、「では、私が！！」と挙手をいただけません。

昨年も、小職が執筆したところではありますが、趣を変えて「晴れの国おかやま」の宣伝活動に務めてみたいと思います。

1 食リゴ

岡山と言えば、「ままかり」「えびめし」「デミかつ」でしょうか？

私のお勧めは、「シャコのお刺身」です。15 cm程度のシャコの身など50余年の人生で初めての味わいであり、鳥取（小職出身県）の松葉カニにも全くひけをとらず、まさしく王道の食材（値段も相応でしたが。）と感銘したところでした。ネット検索すると、昔は獲れすぎて畑の肥やしにしていたとか。小ぶりのシャコを食べるときには、口腔付近の小傷にご注意ください。

当然ながら、全国にも名高いマスカットや桃などの果物はもちろん、お米どころおかやまのお酒など、お日様を多分に浴びた高品質の品揃えですので、お中元として財布の紐を緩めてみては如何でしょう。

そうそう、ラーメン店も沢山あって、それぞれ個性豊かな味わいを楽しむこともできますよね。

2 もんげー岡山と「ももっち」「うらっち」

平成29年1月号のせんだん通信で、当事務所の丸尾事務官から「でーこんてーてーてー」（大根を、炊いて、おいてください。）「けーここけーけー」（ケイコ(さん)、こっちへ、来なさい。）との岡山方言の紹介がありました。岡山勤務が4年目となりますが、なかなかこのような方言に巡り会えませんが、「でえれ〜」「なんしょん」「もんげー」「はよしね〜」「おえん」などは、たまに耳にすることがありますね。

「けーここけーけー、でーこんてーてーてーてー言うたのに、何でてーてねえんなあ？なんしょん。はよしね〜や〜。おえんな〜。」と繋いでみましたが、こんな使い方はしないのでしょうかね。

さて、岡山県庁のホームページを拝見すると「ハレウッド俳優オーディション開催」（6月30日締切）で「晴れの国岡山のPR動画の主演男優と主演女優」の募集をされていました。「もんげー岡山」をアピールするテレビ広報などがあるのでしょうか。今から楽しみにしているところです。

岡山県公式マスコットは「ももっち」と「うらっち」です。まだまだ「くまもん」程の知名度に至っていないかも知れませんが、各方面で岡山県を広く知っていただくため頑張っていますので紹介させていただきます。



© 岡山県「ももっち」

岡山を代表するヒーロー「桃太郎」をアレンジして誕生した「ももっち」。平成17年開催の「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」を盛り上げるために登場。平成18年4月からは「岡山県マスコット」として、岡山県の魅力や県政情報などをPRしています。



© 岡山県「うらっち」

名前の由来は、岡山県に古くから伝わる「温羅（うら）伝説」です。「岡山県マスコット」として、ももっちと一緒に明るく元気に岡山県をPRしています。

仲間たち



いぬっち



さるっち



きじっち

< 桃太郎伝説・温羅伝説 >

岡山といえば桃太郎。桃太郎の鬼退治で知られる「桃太郎伝説」は、悪事をはたらき里人を困らせていた異国の王子温(う)羅(ら)を、朝廷から派遣された吉備津(きびつ)彦(ひこの)命(みこと)が激しい戦いの末に成敗したという「温羅伝説」が、命を桃太郎に、温羅を鬼に見立てて伝わったものとされています。

一方、地元では、温羅は、製鉄技術を伝え吉備国を繁栄に導き、侵略者と戦った英雄とも考えられています。

大和朝廷に匹敵する権勢を誇った古代吉備国。その中心地だったと考えられている吉備路には、このような古代史の謎とともに、「吉備津彦神社」や「矢喰宮(やぐいのみや)」など伝説にまつわる地名や旧跡が数多く残されています。

* 「ももっち」、「うらっち」等のデザイン及び〈桃太郎伝説・温羅伝説〉は岡山県から提供をいただきました。

3 岡山事務所の職場環境

岡山事務所は岡山第2合同庁舎の11階に入居しています。残念なことに北側に位置しているために、日中は晴れの国であっても、その恵みをいただくことができません。

しかし、見下ろした先には新幹線の往來を見ることができますし、1日1往復のエヴァンゲリオン仕様の新幹線はもちろんのこと、ドクターイエローもたまに見ることができます。

また、西日本最大級のイオン岡山店も近接しており、単身赴任の私の食生活を賄っていただくなど、恵まれた立地条件にあります。

組織は、保険医療機関等の施設基準関係の受付、審査及び出向調査を担当する審査課と、保険医療機関等の診療報酬関係に係る指導等を担当する指導課の二課の組織で、指導医療官と保険指導医、保険指導看護師等を含め総勢19名にて業務を行っているところです。少ない職員数であるがゆえに、困難な案件が発生しても個人任せとすることなく、日々職員同士での相談や意見交換が活発にされています。

保険医療機関等以外の方と直接的な対応を行うことが少なく、厚生局の知名度もまだまだ低いところとは思いますが、「ももっち」と「うらっち」の頑張りに負けないように、患者さんが保険医療機関等で診療を受けられた際の保険診療と保険請求が適切なものとなるよう、引き続き努力して行きたいと考えています。

年金審査課 福永 晃司

せんだん通信をご覧の皆さま、初めまして。

昨年の4月から中国四国厚生局年金審査課に配属となりました、福永と申します。

私が所属している年金審査課では、年金記録が間違っていると思われる方からの年金記録の訂正請求を受け、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集及び周辺事情の調査・照会を行い、弁護士、社会保険労務士などの専門家による中国四国地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正（不訂正）決定を行っています。

公的年金は老後等の生活を支える重要なものであり、訂正を求める方の人生に大きく関わることから、責任感を持って業務に従事しています。

まだまだ勉強不足な私ですが、先輩方に助けてもらいながら、毎日楽しく仕事をさせていただいています。

次に、この原稿の執筆依頼をいただき何を書くか悩んでいた頃、更に私の頭を悩ませた出来事について書かせていただきます。

私にはもうすぐ2歳になる息子がいるのですが、保育園から、七夕の願い事を息子の代わりに書いて持ってきてくださいと言われました。（息子はまだ字が書けないため。）

七夕に願い事など何年も書いておらず、子供の頃の純粋な気持ちを忘れてしまった私には、息子の目線で願い事を考えることは難しく、なかなか願い事は決まりませんでした。

提出期限が迫ったある日、短冊を目の前に願い事を考えていると、妻が「まだ書いていなかったの？」と声を掛けてきました。そして、困惑する私を尻目にももの数秒で願い事を短冊に書いてしまいました。（結局、私の案は採用されませんでした。）

こうして息子の願い事は無事、保育園に提出されたのでした。



息子が作った七夕の作品

この出来事から、1人で悩まずに誰かに相談することの大切さを改めて実感しました。

これからは、家庭や業務において「早めに相談しておけばよかった」と後悔することのないように、「報告・連絡・相談」を徹底して行っていきたくと思っています。

最後に、息子（妻がものの見事に書いた願い事）と私の今年の七夕の願い事を紹介させていただきます。

皆さまも、来年の七夕は子供の頃の純粋な気持ちを思いだして願い事をされてはいかがでしょうか。

息子 「ともだちがたくさんできますように」

筆者 「宝くじが当たりますように」

「あと〇kg痩せますように」

「(仕事と家庭において)頼りにされる存在になれるように」

あとがき

じめじめした梅雨も明け、夏本番がやってきました。

殺人的な暑さの日中には家や商業施設の建物内でじっとして、明け方、または夕方以降の比較的涼しい時間に活動するようなライフスタイルになっている方も多いのではないのでしょうか。

家族サービスを継続的に行っていないと、家庭内の立場が危うくなる私は、7月22日に広島市南区で開催された「広島みなと夢花火大会」での打ち上げ花火を家族で楽しみました。妻の実家が広島市南区にあり、会場からは多少遠いのですがゆったり見れるという事で、実家マンションの屋上でBBQをしながら楽しみました。屋外で飲むビールは開放的でいい気分になれましたし、子供にとってもきれいな花火を見ることができて、年に1回のいい思い出になったことと思います。

夏には花火、肝試し、カープのナイターなど、涼しい夜を楽しむためのイベントが盛りだくさんですが、大人にとっては「夏といたらビアガーデン！」という人も多いと思います。屋外で飲むビールが最高な事には私も同意しますが、いい気分になりすぎて酔いつぶれる人も何人も見てきました。くれぐれも飲みすぎないように、お互いに注意しましょう。